

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 16 日現在

機関番号：32665

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2012

課題番号：22330099

 研究課題名（和文） 公共財と公共資源をめぐる紛争解決のための利害調整ルールの
多面的研究

 研究課題名（英文） A Study on Adjustment Mechanisms for Resolving
the Conflicts of Interests over Common Property.

研究代表者

山崎 福寿 (YAMAZAKI FUKUJU)

日本大学・経済学部・教授

研究者番号：10166655

研究成果の概要（和文）：

不動産取引での環境・景観をめぐる紛争、貿易と環境との対立、知的財産権をめぐる訴訟など、日本社会の様々な分野において当事者間の利害対立が深刻な社会問題となっている。こうした問題に共通するのは、環境・知的財産権のように公共性の強い資源の利用をめぐる利害調整がうまくいかないために問題が深刻化しているという点である。本研究では、公共性の強い資源をめぐる紛争や利害対立を解決するための実効性のある利害・権利調整ルールを提案している。

研究成果の概要（英文）：

Conflicts of interests, such as conflicts between landscape conservation and urban development, between global warming prevention and economic growth, and over intellectual property, have become major social issues in Japan. In all of these issues, conflicts occur when people utilize common resources or public goods and lack of means to balance their interests makes it difficult to solve the problems. In this research, we study on adjustment mechanisms for resolving the conflicts of interests over common property.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	6,500,000	1,950,000	8,450,000
2011年度	4,000,000	1,200,000	5,200,000
2012年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
年度			
総計	13,300,000	3,990,000	17,290,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学、財政学・金融論

キーワード：公共経済学、法と経済学、権利対立、合意形成、排出権取引、特許権、区分所有法

1. 研究開始当初の背景

日本の社会は大きな構造改革の渦中にあり、その過程でさまざまな分野で深刻な紛争や利害対立が起きている。また既存の利害・権利調整ルールは、その悪用や乱用によって

非効率な資源配分や不公平な所得分配を引き起こしていたり、感情的な反発から紛争や利害対立を不必要に深刻化・長期化させているように見受けられる。

こうした観点から、研究代表者は、日本の

不動産に関連する法的な権利調整ルールについて、理論的かつ実証的に研究してきた。その過程で、利害対立の一因として環境や景観のような公共性の強い資源の利用が問題を深刻化させていることが次第に明らかとなってきた。そしてこの公共性の強い資源（経済学における「公共財」）を巡る利害対立は、地球規模での環境問題や知的財産権を巡る訴訟など世界規模での紛争に共通する中心的な問題である。対象とする問題は異なるが「公共財」を巡る利害調整という課題を共有する研究者が互いの知見を共有し、理論的な考察と実証的・実験的な検証を行うことによって、より望ましい実効性のある利害・権利調整ルールを提案することが本研究の目的であり、それを実現するために研究集団を形成することを考えた。

具体的かつ深刻な社会問題として、不動産や金融についての紛争、国際的な環境問題と自由貿易との対立問題、知的財産権をめぐる訴訟や紛争、ゴミ処理施設や道路・空港などの地方公共財を巡る対立の4つを取り上げている。

2. 研究の目的

本研究では、公共性の強い資源をめぐる紛争や利害対立を解決するための利害・権利調整ルールの在り方を4つのグループに分かれて研究する。各グループの目的は以下である。[第1グループ: 不動産や金融についての紛争を分析]

不動産や金融についての紛争を解決するための司法のあり方について研究を進める。所有者利用者間の権利調整のあり方や、調整ルールが不動産価値や金融取引や不動産取引の効率性に与える影響などの問題に加えて、環境や景観といった公共性の高い資源が関わる際の紛争解決のあり方について、諸外国の制度や法の規定等も参考にしながら、現行の民法に存在する問題点を理論的・実証的に検討したうえで、現在改正が検討されている民法の望ましいあり方について政策提言することを目的とする。

[第2グループ: 貿易と環境の対立問題を分析]

地球環境という公共資源を守るため、より具体的には地球温暖化対策として先進各国で温室効果ガス（GHG）の排出量取引導入が検討された。しかし新興国が導入しなければ、先進国企業のみが排出枠費用負担することになり、先進国企業の国際競争力が低下するという「国際競争力問題」が懸念される。

また、先進国での排出規制は、先進国の生産の途上国・新興国への移転可能性を高める。この移転により、先進国での排出削減努力が相殺されるか、かえって排出量が増加してし

まう「炭素リーケージ問題」が生じる可能性がある。

「国際競争力問題」と「炭素リーケージ問題」は、排出量取引導入の障害であり、国際紛争の可能性をもたらす。2つの問題を抑制しつつ地球温暖化対策をすすめる政策のあり方について提言するのが目的である。

[第3グループ: 知的財産権をめぐる紛争を分析]

大学の社会における役割が科学研究に急速に傾斜した20世紀において、少なくとも80年代までは大学や大学でなされる研究と教育は、典型的な公共財であり、それゆえに公的な資金を投入すべきものと考えられてきた。しかし、アメリカでは、公的な研究資金による科学研究の成果を大学が特許申請しロイヤリティを得ることを認めた1980年のバイドール法の成立以来、多くの大学発の先端技術が特許化の対象となり、大学は商業化と市場化の道を突き進んでいる。この流れは、アメリカにとどまらず、そしてヨーロッパ各国、日本、カナダなどの国々も、アメリカの流れに遅れまいと次々と類似の法制度を整え、研究の特許化へと邁進している。その結果、大学研究の知的財産権は先端科学技術の商業的公開によって新規事業を促すプラスの側面とともに、知識の公共性の理念とのコンフリクトを生み出している。

こうした状況を踏まえ、伝統的に「公的な」知識生産の拠点であった大学が、市場化の流れによって急速に「私的な」性格を強めている現状を検証すると共に、失われつつある「アカデミックコモンズ」の再構築の必要性を実証的に論じることが目的である。

[第4グループ: 地方公共財をめぐる紛争を分析]

比較的身近な公共性の高い資源の問題として道路や公園、ゴミ処理場などの地方公共財を巡る地域紛争や利害対立の調整を研究する。

特に、伝統的研究では十分に注目されてこなかった寄付などによる自発的な公共財供給や住民間紛争の背後にある感情的な反発や対立を行動経済学的な視点から考察すると同時に、事例研究や実験的手法などを用いて分析する。地方公共財供給を巡る紛争を解決し、より効率的で摩擦の少ない地方公共財建設のあり方を模索するのが目的である。

3. 研究の方法

公共性の強い資源をめぐる紛争や利害対立について、前述の4グループに分かれて既存の権利調整ルールの問題点を洗い出す。これまで経済理論研究で指摘されてきた問題点に加えて、法学者の視点、行動経済学的な

視点、諸外国での対応、紛争当事者の意見などの新しい視点から問題点とその解決のための糸口を見つけていく。

次に、既存の利害権利調整ルールの問題点と代替的なルールについて理論的な考察を行い、問題のメカニズムの解明とその解決策について理論的な仮説を立て、それを検証していく。実証研究・事例研究に加えて、実験的な手法などを用いた理論仮説の反証可能な検証を行い、検証結果に基づく理論の再考察とその客観的な検証を繰り返しながら、実行可能な政策の提案へと繋げていく。

各グループの具体的な研究方法は下記である。

[第1グループ]

- (1) 開発投資と景観権などとの整合性を図るための権利と規制のあり方について理論分析
- (2) 区分所有権者間の利害対立の問題については、特にその建替えの問題が深刻になっている。この点について、区分所有法の問題点について、理論的かつ実証的な観点から分析

[第2グループ]

- (3) 日本に排出量取引を導入する時の炭素集約産業への影響と配慮措置を分析
- (4) 温暖化対策の国際交渉とBTAの役割を経済理論分析
- (5) 温暖化対策と貿易の観点から法学分析

[第3グループ]

- (6) サンフランシスコ周辺に広がるシリコンバレー地区の3つの研究大学（スタンフォード大学、UCバークレー、UCサンフランシスコ）を中心に、この産業集積地形成の過去50年間の歴史研究。具体的には、次のような項目についての情報の収集と分析を行った。
 - (a) それぞれの大学の特許情報、
 - (b) 特許収入の大学内での配分のガイドライン、
 - (c) 大学研究者の企業との共同研究や特許共有に関して研究者の活動を規制するガイドライン、
 - (d) スター研究者へのインタビュー調査、
 - (e) 大学の財務情報の収集と分析、
 - (f) スタンフォード大学マネジメントカンパニー（Endowmentを一手に管理する機関）のトップへのインタビュー調査である。

[第4グループ]

- (7) 英国の地方公共財供給の決定メカニズムとパフォーマンスの関係についての事例研究
- (8) 高速道路の課金制度変更の実証分析

4. 研究成果

本研究では、公共性の高い資源をめぐる紛争や利害対立を解決するための調整ルール

を多面的に研究することを目的とした。この観点から、各研究分担者が担当している利害調整テーマについて成果を報告したい。本文中の(1)-(8)は、前述の研究方法に対する成果を表している。

[第1グループ]

いくつかの権利主体間の利害調整の問題を経済学的な観点から分析した。第一は、都市や地域内での近隣との利害調整の問題であり、もう一つはマンションという区分所有建物の区分所有者間の利害対立の問題である。

(1) 開発投資と景観権などとの整合性を図るための権利と規制のあり方を、経済理論モデルを用いて検討し、自治体がいかなる理由から、開発抑制的な政策を採用するかについて理論的に明らかにした。都市開発規制において、自治体が地域住民の利益を尊重すると、いったん設定された規制に対して効率的な場合にも、その緩和に反対する可能性があることが理論的に示された。そして、そのような問題生じる原因として、都市開発投資の水準に対して上限を設けるような規制手法にあることを明らかにした。問題は上限規制に基づく現行の規制手法は、都市の開発主体に、地域住民が被る外部不経済を補償させる仕組みもなければ内部化させる仕組みもないという点にある。都市開発規制では、そのような仕組みを内包化する規制手法の重要性を説くものであり、今後の規制のあり方や手法を検討する重要な基礎的研究になるものと思われる。

(2) 区分所有権者間の利害対立の問題については、特にその建替えの問題が深刻になっている。この点について、区分所有法の問題点について、理論的かつ実証的な観点から分析した。まず区分所有法によって、どの程度の社会的費用が発生しているかについて分析するための検証モデルを提示し、建て替え問題が区分所有建物の資産価値にいかなる影響が及ぶかについて検証した。建て替えの困難さに関する代理変数として、マンション棟内の総戸数を用いた。総戸数が大きくなるほど、建て替えについての合意形成が難しくなる結果、区分所有建物の資産価値が低下すると考えられる。さらに、建て替え問題の生じるマンションは、建て替え問題の無い住宅（賃貸専用マンション）と比較して、資産価格の低下のスピードが速いと予想される。これらの点を計量的に分析した結果、区分所有建物の価格は、総戸数および築年数の増加ともなつて、賃貸専用マンション価格よりも有意に低下することがわかった。これは、建て替え問題によって、無視できないコストが生じていることを示している。

また、このようにマンションの効率的な建

替えが進まない理由を理論的に分析した。経済理論を用いて、現行の区分所有法における建て替え手続きの問題点を明らかにするとともに、代替的な手続きの有効性を検討した。現行制度のもとでは、建て替え決議後に区分所有権の売り渡し請求権が与えられる結果、金銭的補償が自動的に反対者に与えられることになる。このため、本来は効率的な建て替え計画を高く評価して建て替えに賛成するはずの区分所有者でさえ、この補償を求めて反対に回るインセンティブを高めてしまい、建て替え決議が可決される可能性を低めることが示された。

この分析に基づいて、公平性を担保しながら、建て替えを阻害しない補償と多数決ルールのあり方について考察した。第一に、決議に補償額を含める方法が考えられる。事前に補償額を提示したうえで、建て替えについての賛否を問う方が、補償額を抑制できるので、効率的な建て替えを阻害しないと考えられる。この補償額と建て替え決議を同時に実施する手続きでは、効率的な建て替えを実現できることが示された。第二の方法として、米国のコンドミニアム法にあるような、区分所有関係の解消決議を利用する方法についても検討した結果、この方法は既存区分所有者の権利を保護するという観点からは有効な制度となり得ることを明らかにした。現在の日本では、老朽化の進んだ耐震性の劣る区分所有建物の建て替えが喫緊の課題ともなっていることから、これらの研究は、適切な制度設計への重要な示唆と有効な解決方法を与えるとともに、防災と安全な街づくりを促進するという観点からも重要な提言になるものと思われる。

[第2 グループ]

(3) 定量分析の成果

日本に排出量取引を導入する時の炭素集約産業への影響と配慮措置を分析した。産業連関分析を利用し、日本経済におけるエネルギー集約貿易産業への緩和措置効果を定量分析し、その効果を確認した。

次に、日本経済におけるリーケージ対策として、排出枠無償配分方式（産出量に応じて排出枠を無償配分する OBA 方式）と国境調整措置（BTA）という二種類の対策の効果を応用一般均衡（CGE）分析により分析した。厚生水準では輸入のみに行われる BTA が他措置よりも優れているという傾向が見られたが、国際競争力低下の対策としては OBA が効果的であった。リーケージ抑制には輸入 BTA と OBA が有効であることが示された。

(4) 経済理論分析の成果

温暖化対策の国際交渉と BTA の役割を経済分析した。初めに競争市場モデルにより、炭素

集約財の輸入制限措置が輸出に排出規制の強化を促すかを検討した。各国が自国利益のみを考慮して炭素税率を決定する時、炭素集約財に対する輸入関税には、輸出の炭素税率引き下げ効果があることが示された。

次に、寡占市場の産業内貿易モデルにより BTA の役割を検討した。ここでは炭素関税（輸入）と炭素税還付（輸出）を検討した。各国が自国利益のみを考慮して炭素税率を決定すると「国際ボトム競争」に陥ることで炭素税率過小の可能性がある。しかし、輸入 BTA には、各国に炭素税率引き上げの誘因を与えることで国際ボトム競争回避効果があることを示した。また、BTA に産業保護の目的が隠されていても、環境保護便益が十分大きい場合に、資源配分の観点から望ましい場合があることが示唆された。

(5) 法学分析の成果

温暖化対策と貿易の観点から、環境負荷の低い製品普及の補助金も注目されている。日本のエコカー減税・補助金のような購入支援策は自動車の GHG 排出量に応じて温暖化費用負担を軽減する手段であり、環境政策の経済的手段の1つである。しかし、同補助金が国産品優遇の性質を帯びれば、環境目的には合致していても通商問題になり得る。そこで、エコカー購入支援策を WTO 協定適合性の観点から法学的に評価した。同支援策は温暖化防止策であるが、自動車産業救済を目的とした需要刺激策の面もある。このため、一部 WTO 加盟国の制度につき国産品優遇の傾向が懸念される。そこで主要国制度を概観し GATT3 条（内国民待遇）に照らして差別性を検討した。更に環境保全の見地から、同 20 条(g)の一般的例外によるエコカー購入支援策の正当化の可否を検討し、WTO 協定に適合する持続可能な方策のあり方に示唆を与えた。

最後に、本研究の国内外へのインパクトである。OBA に関する研究は、参議院の国際問題に関する調査会に招聘され報告された。また、環境経済学の世界大会（モントリオール）で報告され国際的にも注目された。さらに、マサチューセッツ工科大学主催のワークショップ（ブリュッセル）や韓国エネルギー経済研究所主催のワークショップ（ソウル）等に招待された。BTA に関する研究も米国国際貿易委員会やパーデュー大学等の海外の研究機関のワークショップで報告され、国際共同研究へと発展しつつある。

[第3 グループ]

(6) 前述の歴史研究を通して得られた結果は、以下の通りである。(i) 1980年代から大学における公共性と市場とのコンフリクトは、これまでのアカデミアの性格を大きく変え

た。(ii) その契機は、80年のバイドール法の可決であり、アメリカの大学はそれによって大きな大学運営の変化を余儀なくされた。(iii) 大学発の特許件数はこの時期を境に急激に増加する。(iv) この特許化や市場化が大学研究のアカデミックな活動を歪めたとは必ずしも言えない。(v) 研究の市場化と商業化を前に、大学はより綿密な知識のマネジメントを求められるようになり、そのことが結果としてさらに大きな研究を生み出すことになった。

これらの調査と研究は、国際学会での3回の報告、国内学会での3回の報告(内2回は招待講演)、10本の論文(内査読付きは4本)、1冊の著書(読売・吉野作造賞受賞)という成果に結びついた。今後は、この研究を延長し、アメリカと日本の大学研究の商業化の比較研究へと進んでいきたい。

[第4グループ]

(7) 英国における公共建築物をめぐる利害対立について、現地調査を行い、専門家の意見やヒースロー空港の拡張工事に反対する環境グループにインタビューした結果、大規模な公共工事建設に関する合意形成の課題を発見した。

(8) 公共財として供給される高速道路の課金制度の変更が、消費者と供給者の利害にどのような影響を及ぼすかという観点から、社会的な費用や便益がどのように変化したかを、実際のデータを基に分析した。高速道路のODデータから需要関数を、トラフィックデータから速度関数を推計し、社会的余剰を試算し、余剰分析をすることに成功した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 30 件)

- ① 山崎福寿、定行泰甫、建て替え問題による区分所有建物の資産価値下落に関する実証分析、日本経済研究、査読有、2013、近刊
- ② 瀬下博之、山崎福寿、日本の担保法制と倒産法制の問題点(後編)、日経研月報、査読無、2013、415巻、pp. 14-24.
- ③ Takahiro Ueyama, Christophe Lecuyer, Is There A Logic to Material Innovation?: The Case of Gallium Nitride and Blue Light Emitting Diodes, Historical Studies in the Natural Science, 査読有, 2013, forthcoming.
- ④ 瀬下博之、山崎福寿、区分所有建物の建替え決議と補償のあり方について-理論モデルによる分析-、応用地域学研究、査読有、2013、近刊

- ⑤ 浅田義久、有村俊秀、藤原徹、功刀祐之、高速道路料金割引の費用便益分析、日本交通政策研究会 日交研シリーズ、査読無、2012、A-558, pp. 28-70.
- ⑥ 青木 研, A Note on the Distinction between Two Market Conditions in Japanese Health Care Market: Excess Demand vs SID、上智経済論集、査読無、2013、58巻、pp. 23-28.
- ⑦ 瀬下博之、山崎福寿、日本の担保法制と倒産法制の問題点(前編)、日経研月報、査読無、2012、414巻、pp. 14-20.
- ⑧ Toshihide Arimura, Shiro Takeda, Tetsuya Horie, A Computable General Equilibrium Analysis of Border Adjustments under the Cap-and-Trade System: A Case Study of the Japanese Economy, Climate Change Economics, 査読有, 2012, Vol. 3, No.1, pp. 1-30.
- ⑨ 瀬下博之、マンション耐震強度偽装事件と住宅の瑕疵担保責任、都市住宅学、査読無、2012、78巻、pp. 47-48.
- ⑩ Toshihide Arimura, Makoto Sugino, Richard Morgenstein, The Impact on Japanese Industry of Alternative Carbon Mitigation Policies, RFF Discussion Paper, 査読無、2012, #12-17, pp. 1-34.
- ⑪ 瀬下博之、山崎福寿、優先権侵害が追い貸しと貸し渋りに及ぼす影響についての実証研究、経済研究、査読有、2011、Vol. 62, No. 2, pp. 97-112.
- ⑫ Toshihide Arimura, Makoto Sugino, The Effects of Voluntary Action Plans on Energy-Saving Investment: An Empirical Study of the Japanese Manufacturing Sector, Environmental Economics and Policy Studies, 査読有, 2011, Vol. 13, pp. 237-257.
- ⑬ Toshihide Arimura, Nicole Darnall, Hajime Katayama, Is ISO 14001 a Gateway to More Advanced Voluntary Action? A Case for Green Supply Chain Management, Journal of Environmental Economics and Management, 査読有, 2011, Vol. 61, pp. 170-182.
- ⑭ 上山隆大、シリコンバレーの生成とアカデミック・アントレプレナーとしての研究大学、企業家研究フォーラム、査読有、2011、8巻、pp. 72-90.
- ⑮ Takahiro Ueyama, America's Shadow: Americanization of Food and Therapeutic Diets in Victorian London, The Japanese Journal of American Studies, 査読有, 2010, Vol. 21, pp. 139-170

[学会発表] (計 11 件)

- ① 蓬田守弘、Foreign Direct Investment

and Border Carbon Adjustments ,
Western Economic Association
International, 2013.

- ② Toshihide Arimura, A CGE Analysis of Border Adjustments under the Cap-and-Trade System: A Case Study of the Japanese Economy with Static and Dynamic Models, 2012 EWC-KEEI Experts Workshop on Energy and Climate Change Modeling, 2012.
- ③ 川瀬剛志、エコカー購入支援策による大気保全とWTO協定、2012年度環境経営学会研究報告大会、2012.
- ④ 蓬田守弘、Foreign Direct Investment and Border Carbon Adjustments, THIRD INTERNATIONAL WORKSHOP ECONOMICS OF GLOBAL INTERACTIONS, 2012.
- ⑤ Toshihide Arimura, A CGE Analysis of Border Adjustments under the Cap-and-Trade System: A Case Study of the Japanese Economy with Static and Dynamic Models, 2012 Sogang Research Frontier Conference, 2012.
- ⑥ 蓬田守弘、地球温暖化対策の国際交渉と国境調整措置の役割—経済学による分析—, 環境経営学会研究報告大会, 2012.
- ⑦ 蓬田守弘、Emission taxes and border adjustments for oligopolistic industries, The Seventh Annual Conference of Asia Pacific Trade Seminar, 2011.
- ⑧ 蓬田守弘、Emission taxes and border adjustments for oligopolistic industries, The Chukyo-Kyoto Conference on Trade and Macro Economic Dynamics, 2011.
- ⑨ Takahiro Ueyama, Regulating both business and science: genetic testing in private and public sectors, Annual Meeting, Society for Social Studies of Science, 2010.
- ⑩ 上山隆大、シリコンバレーの形成とアカデミック・アントレプレナーとしての研究大学、企業家研究フォーラム、2011.

[図書] (計6件)

- ① 有村俊秀、蓬田守弘、川瀬剛志編、東京大学出版会、地球温暖化対策と国際貿易：排出量取引と国境調整措置をめぐる経済学・法学的分析、2012、317.
- ② 上山隆大、NTT出版、アカデミックキャピタリズムを越えて：アメリカの大学と科学研究の現在、2010、390.
- ③ Takahiro Ueyama, The Society for Promotion of Science and Scholarship, Health in the Marketplace: Professionalism, Electrical Devices and Commodification, 2010, 320.

[産業財産権]
○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山崎 福寿 (YAMAZAKI FUKUJU)
日本大学・経済学部・教授
研究者番号：10166655

(2) 研究分担者

浅田 義久 (ASADA YUSHIHISA)
日本大学・経済学部・教授
研究者番号：70299874
瀬下 博之 (SESHIMO HIROYUKI)
専修大学・商学部・教授
研究者番号：20265937
上山 隆大 (UEYAMA TAKAHIRO)
上智大学・経済学部・教授
研究者番号：10193848
有村 俊秀 (ARIMURA TOSHIHIDE)
早稲田大学・政治経済学術院・教授
研究者番号：70327865
蓬田 守弘 (YOMOGIDA MORIHIRO)
上智大学・経済学部・准教授
研究者番号：30286611
川瀬 剛志 (KAWASE TSUYOSHI)
上智大学・法学部・教授
研究者番号：60275302
青木 研 (AOKI KEN)
上智大学・経済学部・教授
研究者番号：70275014
川西 諭 (KAWANISHI SATOSHI)
上智大学・経済学部・教授
研究者番号：90317503

(3) 連携研究者

山中 浩司 (YAMANAKA HIROSHI)
大阪大学・人間科学研究科・教授
研究者番号：40230510
中川 雅之 (NAKAGAWA MASAYUKI)
日本大学・経済学部・教授
研究者番号：70324853